

質 問	回 答
入札方式別発注工事の状況について	
○特に意見なし	
質 問	回 答
指名停止等の状況について	
○特に意見なし	
<p>1. 一般競争入札（工事）</p> <p>【県立浜山公園野球場改築（建築）工事】</p> <p>〔発注機関：総務部 営繕課〕</p>	
<p>○入札結果調書に記載のある技術提案で“PCaPC 工事の品質確保”の項目が応札された 2 者とも 0 点であるが、支障が無いとお伺いしたい。</p> <p>○仮にすべての項目が 0 点でも、落札者となる可能性があるかお伺いしたい。</p> <p>○入札参加を JV（特別共同企業体）に限定しているが、理由をお伺いしたい。</p> <p>○同一業者が関連する複数の専門工事を受注することはできないのか教えていただきたい。</p> <p>○当該工事は、島根県内の工事としては大規模であると思われるが、第 1 グループの対象業者が 38 者に対し、応札者が 2 者になった理由をお伺いしたい。</p> <p>○当該工事は直接工事費が県設計額より各業者の応札額が高く、各業者はその差額について共通費を削って合わせて</p>	<p>○国土交通省監修の建築工事標準仕様書並びに監理指針、また、本件工事の図面を標準枠とし、今回提出された提案内容は標準枠と同等の提案内容であったため、加点はしていないが、発注者が求める品質は満足する上で、より良いものを提案していただくというのが技術提案であるため、0 点でも問題は無い。</p> <p>○可能性は否定できない。</p> <p>○建築工事では、2 億円以上で 2 社 JV、5 億円以上で 3 社 JV という基準があり、それに基づいて公告をしている。</p> <p>○それぞれの専門工種の業種について建設業の許可を保有し、島根県における入札参加資格の名簿にいずれの工種も搭載があれば、関連する複数の専門工事について応札及び受注は可能である。</p> <p>○手持ち工事の量、技術者の能力等の影響や、今回は建築工事としては珍しい PC 工事であったことが、応札が少なかった原因と推測される。</p> <p>○島根県で設定している単価を用いて積算し、島根県の設定単価に無いものは見積りをもとに算出しており、積算基準につ</p>

<p>いるように思えるが、県の設計額は何に基づいて算出されているのかお伺いしたい。</p> <p>○県の積算基準は民間企業も知ることができるのかお伺いしたい。</p> <p>○工事全体としての調査基準価格や最低制限価格は設定されているが、一般管理費や現場管理等について個別に最低の価格等が設定してあるのかお聞きしたい。</p>	<p>いては国土交通省の基準に準拠して作成した島根県の積算基準をもとに設計額を算出している。民間と公共では積算の基準が異なることがあり、例としては見積時の寸法の単位が、県では細かく設定しているのに対し、民間では単位が大きくなることが挙げられる。当該工事もその関係で直接工事費に差が出たと思われるが、応札があり、その額が低入札調査基準価格を上回っていることから、問題は無いと考えられる。</p> <p>○公表している。</p> <p>○直接工事費、一般管理費等のそれぞれの諸経費の項目について、基準は設けてあり、当該工事についてもすべての項目について基準内となっている。</p>
<p>2. 一般競争入札（工事）</p> <p>【平成30年度 和江地区漁港関連道整備事業 橋梁下部工その3工事】</p> <p>〔発注機関：農林水産部 浜田水産事務所〕</p>	
<p>○当該案件が1者応札となった理由に心当たりがあれば教えていただきたい。</p> <p>○工事名に“その3工事”とあるが、“その1工事”及び“その2工事”も当該工事と同じ業者が1者応札で受注されたのかお聞きしたい。</p>	<p>○私見ではあるが、既設橋と新設橋の間で施工する特殊な工事であり、出水期も考慮する必要があるなど、厳しい現場条件であったことが影響したと推測される。</p> <p>○“その1工事”及び“その2工事”についても1者応札であったが、当該工事等は異なる業者が受注している。</p>
<p>3. 一般競争入札（工事）</p> <p>【(一) 矢尾今市線 大塚工区 防災安全交付金（改築）工事 第17期】</p> <p>〔発注機関：土木部 道路建設課〕</p>	
<p>○第18期工事が同時期に発注されているが、分けて発注された理由をお聞きしたい。</p>	<p>○一畑電車大社線が中央に位置し、その範囲は一畑電鉄と協定を結んだ別工事が存在しているため、資機材の搬入ルートが制限され、一体的な管理が困難であり、また、それぞれに専任配置技術者を置い</p>

<ul style="list-style-type: none"> ○第18期は別の業者が受注されたかお聞きしたい。 ○第18期における参加資格の確認を行った業者数及び応札者数を教えていただきたい。 ○第17期の落札業者は、第18期にも参加されているのかお聞きしたい。 ○応札者2者の応札額が近似しているが公表された積算根拠等に従って算出することが理由なのかお伺いしたい。 	<p>た方が、確実な施工管理及び安全管理が高まると判断し、別発注とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○別の業者が受注している。 ○参加確認を行った業者が4者で、応札も4者であったが、うち1者は技術者配置不能が理由で、無効となっている。 ○参加されている。 ○その通りだと考えられる。
---	---

<p>4. 一般競争入札（工事）</p> <p>【平成30年度 しまねの自然公園満喫プロジェクト推進事業（国立公園整備事業・補正予算分）日御碕園地展望デッキ整備工事】</p> <p>〔発注機関：環境生活部 自然環境課〕</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ○入札方法を簡易型一般競争入札とされているが、要領には原則4,000万円以上は総合評価方式をとるように明記されており、特別な理由があったのかお聞きしたい。 ○説明のなかであった神楽が舞えるようにするというのは、特殊と言えないのかお伺いしたい。 ○説明資料に“入札参加資格は執行所属長の決裁により決定した”と記載があるが、委員会で決定している所属が大半をしめるなか、環境生活部では常に今回と同様な方法で決定しているのかお伺いしたい。 ○発注件数が少ないことが、審査委員会を設けていない理由であるか教えていただきたい。 ○落札金額と最低制限価格の差が2万円しかないが、最低制限価格は業者が知ることができないのかお伺いしたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ○当該工事は特殊性が無いため、総合評価に適さず、広く応募することで競争性を高める方法が妥当であると判断したためである。 ○スペースを広く確保したが、特殊とは言えない。 ○当部では資格審査委員会が無く、土木部の基準に準拠して、適正に設定されているか判断し、所属の中で決定することとなっている。 ○発注件数が非常に少ないため、他部の要領等に準拠して執行しているところである。 ○算定式については公表しているが、概ねの数値であるため、正確には分からない状況である。

<p>○入札の1着から4着まで非常に低い応札額であるが、その理由が分かれば教えていただきたい。</p> <p>○予定価格は国土交通省の基準に準拠したもので算出されたのか、見積りで算出されたのかお聞きしたい。</p> <p>○他の案件は落札率が高いものが多いが当該案件は比較的落札率が低いことから、予定価格が高かったとは考えられないかお伺いしたい。</p>	<p>○発注前に見積りを取り、積算の内容については土木部や国土交通省の基準に準拠しているため、類似した金額になったと考えられる。</p> <p>○国土交通省に準拠した項目と、見積りをとった項目の両方がある。</p> <p>○直接工事費は県の設計と大きな差異はなく、自社の努力で諸経費を削っておられる傾向がみられるため、予定価格が高かったとは言えないと考えられる。</p>
<p>5. 一般競争入札（工事） 【江島地区 江島1号物揚場（-3.0m）防食工事】 〔発注機関：境港管理組合〕</p>	
<p>○同様な工事を3年間行われるといことだが、一括して発注ができなかったのか教えていただきたい。</p> <p>○平成29年度の工事の受注者が分かれば教えていただきたい。</p> <p>○当該案件と同様に、何者か応札された結果であったのかお聞きしたい。</p> <p>○総合評価方式における地域貢献の項目に“海上援助活動”があるが、境港管理組合発注工事の総合評価項目には、必ずあるものなのかお聞きしたい。</p>	<p>○予算の都合上、分割して発注している。</p> <p>○当該案件受注者と同一業者であったと思われる。</p> <p>○そうだったと思われる。</p> <p>○他の工事も項目として設けている。</p>
<p>6. 指名競争入札（工事） 【（主）境美保関線 地域整備促進事業道路側溝整備工事】 〔発注機関：土木部 松江県土整備事務所〕</p>	
<p>○10者指名で8者が辞退されているが、事情が分かれば教えていただきたい。</p>	<p>○推測ではあるが、規模の大きい業者の下請けとして、C等級の業者が多く仕事をしていることや、下請けを中心とした体制のため、施工能力はあるが書類等への対応能力が低いこと等が、辞退が多かった理由として考えられる。</p>

<p>○最低制限価格を下回り失格となった業者があるが、その理由が分かれば教えていただきたい。</p> <p>○業者を 10 者選定したとあったが、基準があるのか教えていただきたい。</p> <p>○辞退者が多く見込まれるため、指名業者数を増やすことはできないのかお伺いしたい。</p> <p>○競争性を確保するために 10 者となっているため、10 者を超えても問題が無いと考えるが、ご意見をお伺いしたい。</p> <p>○事務能力等を考慮して、辞退されない業者を選定して指名をすることはできないのか教えていただきたい。</p> <p>○辞退者が多いことに対して対策等を行っているのかお聞きしたい。</p> <p>○指名した業者が全者辞退されることがあるのかお聞きしたい。</p>	<p>○算定式は公表しているが、概数しか算出できないため最低制限価格は分からず、近似値を狙って応札したが、下回ってしまったと考えられる。</p> <p>○島根県建設工事入札参加者選定要領に基づき、選定者数及び対象等級を定めている。</p> <p>○基準が 10 者となっており、それ以外を認めない記述となっているため、困難である。</p> <p>○指名業者を増やす基準が定められていないため、選定ができない状況である。</p> <p>○個人的感情が入る可能性があるため、指名業者選定には適さないと考える。</p> <p>○1,000 万円未満の指名競争入札案件は B 等級及び C 等級が対象のため辞退が増える傾向があることから、1,000 万円以上の発注にすることで A 等級も対象にするという方法をとることもある。</p> <p>○全者辞退はほとんど無いが、1 者応札は例があり、その際は競争性が保てないため、無効な入札となる。</p>
<p>7. 指名競争入札（工事）</p> <p>【矢上高等学校産業技術科棟改修工事】</p> <p>〔発注機関：教育委員会 矢上高等学校〕</p>	
<p>○矢上高等学校発注ですが、教育委員会が積算等を行うのかお伺いしたい。</p> <p>○管轄の県土整備事務所で発注とはならないのかお伺いしたい。</p> <p>○学校で発注した場合は、管轄の県土整備事務所が完成までの管理をされるのかお聞きしたい。</p>	<p>○積算は土木部の県央県土整備事務所で行っている。</p> <p>○基本的には管轄の県土整備事務所で発注されるが、発注金額が小額の場合や、地権者や関係機関及び学校との調整が必要な場合は、学校が直轄で発注することがある。</p> <p>○施工管理も含めて、完成まで協力していただきながら実施している。</p>

<p>○工事費の内訳を見ると、アルミサッシの工事において、県の積算とすべての応札業者の積算に非常に大きな差があるが、県の設定金額に誤りが無かったのか確認させていただきたい。</p> <p>○アルミサッシの項目で生じた差額を一般管理費で調整していると考えられるが、ご意見を伺いたい。</p> <p>○予定価格が 600 万程度の場合は、随意契約はできないのかお聞きしたい。</p>	<p>○県土整備事務所に確認したところ、適正な単価で工事費を算出している旨の回答をいただいたが、業者の積算根拠までは分からなかった。推測ではあるが、応札業者が同じ業者に見積りを依頼された可能性があると考えられる。</p> <p>○予定価格と数量の内訳を事前に公表しており、業者はその情報をもとに積算し、応札可能だという判断をして参加されたと認識している。また、応札金額が最低制限価格を下回っていないことから、問題はないという判断をしている。</p> <p>○基本は入札となっている。</p>
---	---

8. 随意契約（工事）

【(主) 大社日御碕線（二俣工区）県単緊急道路災害防除工事】

〔発注機関：土木部 出雲県土整備事務所〕

<p>○当該工事発注時に予定価格は設けているのかお聞きしたい。</p> <p>○契約を締結した上で、金額を後で決めるという理解でよいかお聞きしたい。</p> <p>○受注者からの提示金額ではなく、数量が確定した際に県の単価を用いて算出した金額で決定するという理解で良いかお聞きしたい。</p> <p>○県の単価を用いたということは、競争入札を行えば、今回の契約金額より安くなる可能性があったと思うが、ご意見をお聞きしたい。</p> <p>○随意契約の相手について、選考理由はよく分かったが、他社との比較があればより良いと考えられるが、ご意見をお伺いしたい。</p>	<p>○会計法に基づいて発注しており、当初の段階では数量が確定していないため、工事終了後に数量が確定した時点で金額を算出している。</p> <p>○島根県会計規則の第 68 条の 4 に契約時に金額が確定しないときは契約書の作成を省略することができると定めてあり、それに基づいて執行している。</p> <p>○施工した面積と数量で、県の単価を用いて積算している。</p> <p>○契約金額は安くなった可能性はあるが、緊急性があったため、随意契約とした。</p> <p>○冬季波浪が懸念されており、緊急性が高いこと、現場から一番近い場所で同様な工事を行っていること、現場にも精通していることもあり、当該業者との契約を</p>
--	---

	前提として、工法の協議や打合せを行った上で契約をしている。
--	-------------------------------

<p>9. 指名競争入札（業務）</p> <p>【大東高等学校長寿命化（第一屋内運動場及び渡り廊下外部改修）工事 設計業務】</p> <p>〔発注機関：総務部 東部県民センター雲南事務所〕</p>	
<p>○業者に業務を委託するのではなく、県で設計することはできないのかお伺いしたい。</p> <p>○業務を委託する判断をする際の明確なルールがあるのかお聞きしたい。</p> <p>○当該業務は入札により一番安い額を入札した業者が落札しているが、工事費の高い設計を行い、結果的に総額が高くなるということは無いのかお伺いしたい。</p>	<p>○可能なものは職員で設計することもあるが、計画の内容が多岐にわたることがあり、また、職員の数に対して工事数が非常に多いことから、民間の業者をお願いしたいのが県の考えである。</p> <p>○内容が複雑で考え方をまとめる案件等については委託を出すことが多く、休憩所等の単純な案件については県で設計する場面がある。</p> <p>○改修方法の基準や方針等も決まっているため、一定の成果が得られる。</p>

<p>10. 指名競争入札（業務）</p> <p>【平成30年度 農業水路等長寿命化・防災減災事業大原地区 水利用調査設計業務】</p> <p>〔発注機関：農林水産部 西部農林振興センター〕</p>	
<p>○積算根拠として何に基づいておられるのかお伺いしたい。</p> <p>○各業者の応札額が類似しているが、理由が分かれば教えていただきたい。</p>	<p>○当該案件は農林水産省の補助事業であるため、農林水産省の設計積算基準表を参考にして算出している。</p> <p>○入札の見積参考資料として人役等を示しており、労務単価も公表されていることから、精度の高い予定価格が算出できることが原因だと考えられる。</p>

<p>(その他)</p> <p>1. 次回の会議日程は、令和元年12月19日（木）に開催予定。</p> <p>2. 抽出対象期間は平成31年4月1日から令和元年9月30日までの間とし、抽出事案数は10件とされた。</p>
--